三　実施計画の変更に係る認定の申請

イ　法第五条第一項に規定する実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第六号の申請書に第一号イの(1)から(5)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

ロ　法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備の整備に係る実施計画の変更については、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する。

四　変更認定書の交付

総務大臣は、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に変更認定書を交付するものとする。

五　認定書及び変更認定書の返納

第二号及び第四号の規定に基づき認定書及び変更認定書の交付を受けた者は、法第五条第三項の規定により認定計画の取消しを受けたときは、当該認定書及び当該変更認定書を総務大臣に返納しなければならない。

六　認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

(1)　様式第二号

(i)　(1)の「登録又は届出の番号及び年月日」については、電気通信事業者が高度通信施設整備事業を実施する場合のみ記載すること。この場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づき登録を受けた電気通信事業者にあっては登録の番号及び年月日を、同法第十六条第一項の規定に基づき届出を行った電気通信事業者にあっては届出の年月日を記載すること。

(ii)　(1)の「提供しようとする役務」の欄については、「高速デジタル伝送サービス」等、基本指針２一ロ(1)から(4)までに規定する役務に該当するもの及びその具体名を記載すること。

(iii)　(1)の「サーバー用の電子計算機」の欄については、「公共アプリケーション「教育分野」」又は「公共アプリケーション「医療分野」」と記載すること。

(iv)　(2)①については、整備施設（光ファイバケーブル、同期デジタル伝送装置、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機、サーバー用のオペレーティングシステム及び建物を除く。）を詳細に記載すること。

(v)　(2)①の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

(vi)　(2)②については、整備施設（光ファイバケーブルに限る。）を詳細に記載すること。

(vii)　(2)③については、整備施設（同期デジタル伝送装置に限る。）を詳細に記載すること。

(viii)　(2)④については、整備施設（ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチ、サーバー用の電子計算機及びサーバー用のオペレーティングシステムに限る。）を詳細に記載すること。

(ix)　(2)④の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

(x)　(2)④の「配線盤の設置場所」については、通信回線として用いる光ファイバケーブル（端末系）に係る配線盤の設置場所を記載すること。ただし、配線盤と光端末回線装置との間において一の芯線を二以上の者が共用する区間がある場合は、最終配線盤の設置場所を記載すること。

(xi)　(2)④の「公共アプリケーションサービスの詳細」については、サーバー用の電子計算機を整備する場合のみ記載すること。

(xii)　(2)⑤については、整備施設（建物に限る。）を詳細に記載すること。

(xiii)　(3)の「外部資金」の欄については、外部資金の種別「社債」、「増資」等を記載すること。

(xiv)　(4)の「伝送媒体」の欄については、「光ファイバ」、「電波」等の別を記載すること。なお、電波の場合は使用周波数を併せて記載すること。

(xv)　(5)①の「高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項」の欄については、高度通信施設の可及的速やかな全国的整備と地理的なデジタル・ディバイドの是正に向け、整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備する地域の拡大等を図る観点から、事業が行われる地域に関する考え方を記載すること。

(xvi)　(5)②アの「電気通信サービスの提供に当たっての配慮」の欄については、家庭、中小企業、心身障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益の向上等を図る観点から記載すること。

(xvii)　(5)②イの「国際標準への配慮等」の欄については、国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配意することにより、電気通信事業者間の相互接続性の確保等を図る観点から記載すること。

(xviii)　(5)②ウの「国際環境との調和の確保への配慮」の欄については、外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献する等の観点から記載すること。

(xix)　(5)②エの「地域の振興又は整備に関する計画との調和」の欄については、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和等に向けた考え方を記載すること。

(xx)　(5)②エの「高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組」の欄については、地方公共団体が高度通信施設整備事業を実施する場合のみ、当該事業により整備される高度通信施設について公共分野における利活用の計画等を記載すること。

(xxi)　(5)②エの「分野」の欄については、高度通信施設の利活用を行う場合は該当する分野を丸で囲むこと。その他の場合は分野を記載すること。

(xxii)　(5)②エの「内容」の欄については、高度通信施設の利活用を促進するための具体的な取組について、対象地域、事業規模（対象人数等）を含めその内容を具体的に記載すること。

(xxiii)　(5)②オの「その他」の欄については、道路に高度通信施設整備事業に係る施設の敷設を計画する場合における道路管理者との協議、道路占用の可能性に対する配慮等についての考え方を記載すること。

(2)　様式第三号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもってこれに代えることができる。

(3)　様式第四号

(i)　各整備施設の設置状況がわかるように記載すること。

(ii)　光ファイバケーブルについては、配線盤及び最終配線盤の設置場所がわかるように記載すること。

(iii)　各整備施設がネットワークにより接続されていることがわかるように記載すること。

(iv)　他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、地方公共団体が設置する設備に対し、電気通信事業者が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定することによりネットワークを構成する区間等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び当該地方公共団体の名称を記載すること。

(v)　一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。

(vi)　ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。

(4)　様式第五号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5)　様式第六号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。